

2022 年 司法書士本試験

本試験＜詳細＞分析会

講師レジュメ

辰巳法律研究所

講師レジュメ①・午前択一

松本 雅典

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法) *	合計
組合せ	R 4	3	2 0	3	8	3 4
	R 3	3	2 0	3	8	3 4
	R 2	3	2 0	3	9	3 5
	R 1	3	1 7	3	8	3 1
	H30	2	1 8	3	8	3 1
単純 正誤	R 4				1	1
	R 3				1	1
	R 2					0
	R 1		3		1	4
	H30	1	2		1	4
個数	R 4					0
	R 3					0
	R 2					0
	R 1					0
	H30					0

*会社法（商法）は、平成 18 年度～平成 27 年度は、平成 21 年度第 27 問（単純正誤問題）を除き、組合せ問題のみだったが、平成 28 年度から単純正誤問題・個数問題が出題されるようになった

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	R 4	3	2 0	3	9	3 5
	R 3	3	2 0	3	9	3 5
	R 2	3	2 0	3	9	3 5
	R 1	2	2 0	3	9	3 4
	H30	3	2 0	3	9	3 5
学説	R 4					0
	R 3					0
	R 2					0
	R 1	1				1
	H30					0

*平成 29 年度は、憲法において肢レベルで学説問題が出題（第 2 問・ウ、第 3 問・エ・オ）。
かつての刑法の出題形式。

2 分析表

※「Rank」分け

- ・ A : 70%以上
- ・ B : 70%未満～40%以上
- ・ C : 40%未満

1. 科目別

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
R 4 基準点 : ? 問	A	2	15	2	6	25
	B	1	5	1	2	9
	C				1	1
R 3 基準点 : 27 問	A	3	19	3	4	29
	B		1		5	6
	C					0
R 2 基準点 : 25 問	A	1	14	3	5	23
	B	2	5		4	11
	C		1			1
R 1 基準点 : 25 問	A	2	12	2	3	19
	B	1	6	1	5	13
	C		2		1	3
H30 基準点 : 26 問	A	3	13	2	3	21
	B		7	1	4	12
	C				2	2

2. 問題別・肢別

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストのものです。

■憲法

- ・『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』

■民法

- ・表の上段：『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ〔総則〕』
『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ〔物権〕』
『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ〔債権・親族・相続〕』
『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』
- ・表の下段：『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ〔総則〕』
『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ〔物権〕』
『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ〔債権・親族・相続〕』
『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

■刑法

- ・『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』

■会社法（商法）

- ・『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』
- ・『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』

※「×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

※「××」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 1 問 ㊦× ㊧×	ア	83.2%	A			
	イ				(P47)	
	ウ					
	エ			T	P44	
	オ			T	P16	
第 2 問 ㊧×	ア	75.0%	A	T	P140	
	イ			T	P54	
	ウ					
	エ			T	P55	
	オ			T	P53	
第 3 問 ㊧×	ア	67.9%	B	T	P157	
	イ			T	P174	
	ウ			T	P167	H18-2-2
	エ			T	P171	
	オ			T	P160	H26-2-4
第 4 問	ア	90.7%	A	T	I P65	S60-1-1
					I P65	
	イ			T	I P158	H22-5-オ、H14-4-1、H13-1-オ、H12-3-1、H5-4-2、S59-3-2、S57-2-2
					I P158	
	ウ			T	I P201	H30-4-ア、H27-4-ア、H23-4-イ、H5-8-5、H2-14-ア、S63-1-5、S57-2-4
					I P201	
	エ			T	I P66	
					I P66	
	オ			T	I P194	H19-6-ア、H6-7-ウ、H2-14-エ、S62-3
					I P194	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 5 問	ア	84. 7%	A	T	I P162	H16-5-オ、H4-2-ア、S61-8-1
					I P162	
	イ			T	I P145 (157)	S60-20
					I P145 (157)	
	ウ			T	I P155	
					I P155	
	エ			T	I P154	H11-4-エ
					I P154	
	オ			T	Ⅱ P54	H30-8-エ
					Ⅱ P54	
第 6 問 Ⓖ×	ア	50. 4%	B	T	I P238	H26-6-ア、H15-7-1
					I P238	
	イ			T	I P240	
					I P240	
	ウ			T	I P242	
					I P242	
	エ			T	I P241	H26-6-オ
					I P241	
	オ			T	I P239	
					I P239	
第 7 問	ア	91. 4%	A	T	I P142	H30-4-ウ、H27-7-ア、H18-6-ウ、H10-14-ウ、H6-16-5、H3-8-ウ
					I P142	
	イ			T	Ⅱ P32	H26-8-オ、H18-10-イ、H8-4-エ、H7-16-イ、H6-9-エ、H4-15-オ、S59-9-1、S59-9-2
					Ⅱ P32	
	ウ			T	Ⅲ P209～210	H27-7-エ、H22-7-ウ、H10-14-エ、H7-16-オ、H4-15-ウ
					Ⅲ P209～210	
	エ			T	Ⅱ P36	H28-22-5、H17-24-ア、H14-6-オ、H13-6-1、H9-10-1、H4-14-ア、S58-15-1
					Ⅱ P36	
	オ			T	Ⅲ P539	H29-22-ウ
					Ⅲ P541	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 8 問	ア	82.8%	A	T	Ⅱ P53	H28-8-ウ、H13-7-エ
					Ⅱ P53	
	イ			T	Ⅱ P52	H25-8-2
					Ⅱ P52	
	ウ			T	Ⅱ P55	H27-8-ウ、H23-8-オ、H16-13-オ
					Ⅱ P55	
	エ			T	Ⅱ P50	H17-9-エ
					Ⅱ P50	
	オ			T	Ⅱ P53	H27-8-オ、H13-7-ウ、H9-15-ア
					Ⅱ P53	
第 9 問	ア	84.3%	A	T		S60-13
	イ			T	Ⅱ P67	H20-10-オ
					Ⅱ P67	
	ウ			T	Ⅱ P73	H20-10-ウ
					Ⅱ P73	
	エ			T	Ⅱ P118	H21-9-エ、H21-13-イ、H14-5-イ
					Ⅱ P121	
	オ			T	Ⅱ P119	H15-10-ア、H14-5-オ、H14-8-ア、H9-14-オ、H6-17-ウ、S63-9-5、S59-12-3
					Ⅱ P122	
第 10 問 Ⓔ×	ア	84.3%	A	T	Ⅱ P139	H10-10-オ
					Ⅱ P152	
	イ				(I P252)	
					(I P252)	
	ウ			T	Ⅱ P160	H26-10-ア、H22-10-ウ、H3-11-2
					Ⅱ P173	
	エ			T	Ⅱ P217	H26-10-イ、H25-10-イ、午後 H9-16-イ
					Ⅱ P233	
	オ			T	Ⅱ P227	
					Ⅱ P243	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 11 問	ア	67.9%	B	T	Ⅱ P167	H30-12-ア
					Ⅱ P181	
	イ			T	Ⅱ P167	H17-16-ウ
					Ⅱ P181	
	ウ			T	Ⅱ P205	
					Ⅱ P221	
	エ			T	Ⅱ P167	H30-12-イ、H22-11-オ、H6-11-エ
					Ⅱ P181	
	オ			T	Ⅱ P217	H18-14-B、H18-14-E
					Ⅱ P233	
第 12 問	ア	81.0%	A	T	Ⅱ P255	H25-14-エ、H21-14-ア、H17-15-オ、H12-16-4、H1-11-イ
					Ⅱ P271	
	イ					
				ウ	T	Ⅱ P254
	Ⅱ P270					
	エ			T	執 P292	
					執 P292	
	オ			T	Ⅱ P266	H25-14-イ
					Ⅱ P282	
	第 13 問			ア	83.6%	A
Ⅱ P187						
イ		T	Ⅱ P172	H25-18-ウ		
			Ⅱ P186			
ウ		T	Ⅱ P171～172	H27-12-ウ、H22-12-ウ		
			Ⅱ P185～186			
エ						
		オ				

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 14 問	ア	62.3%	B	T	Ⅱ P210	H29-11-エ、H19-13-ウ、H14-7- ア、H1-10-4、S61-6-1
					Ⅱ P226	
	イ			T	Ⅱ P210	
					Ⅱ P226	
	ウ			T	Ⅱ P209	R3-12-オ、H19-13-イ、H14-7- ア、S62-14-1
					Ⅱ P225	
	エ					
オ						
第 15 問	ア	88.1%	A	T	Ⅱ P323	H28-15-ア
					Ⅱ P339	
	イ			T	Ⅱ P321～322	H30-15-イ、H23-15-エ
					Ⅱ P337～338	
	ウ			T	Ⅱ P319	H30-7-オ、H24-15-ア、H21-15- イ
					Ⅱ P335	
	エ			T	Ⅱ P328	H26-15-オ、H22-12-オ、H21-15- ア
					Ⅱ P344	
オ	T	Ⅱ P329	R2-15-ウ、H28-15-イ、H24-15- ウ			
		Ⅱ P345				
第 16 問	ア	82.8%	A	T	Ⅲ P70	
					Ⅲ P70	
	イ			T	Ⅲ P107	
					Ⅲ P107	
	ウ			T	Ⅲ P76	H27-18-エ、H25-16-エ、H10-7- オ、H9-6、H6-1-エ
					Ⅲ P76	
	エ			T	Ⅲ P72	H15-18-ア、H6-1-イ、H1-14- 2
					Ⅲ P72	
オ	T	Ⅲ P78				
		Ⅲ P78				

		正答率	Rank		テキスト	過去問			
第 17 問 Ⓐ×	ア	92.5%	A	T	ⅢP196 ⅢP196	H18-18-ア			
	イ			T	ⅢP198 ⅢP198	(H18-18-オ)			
	ウ			T	ⅢP196 ⅢP196				
	エ			T	ⅢP197 ⅢP197				
	オ			T	ⅢP198 ⅢP198	(H18-18-オ)			
	第 18 問 Ⓐ×			ア	78.4%	A	T	ⅢP254 ⅢP254	
				イ					
				ウ					
				エ			T	ⅢP256 ⅢP256	H24-18-イ、H11-6-ウ、S60-7-5
				オ			T	ⅢP255 ⅢP255	H25-19-1、H11-6-エ
第 19 問		ア	92.2%	A			T	ⅢP334 ⅢP334	
	イ								
	ウ	T			ⅢP334 ⅢP334				
	エ	T			ⅢP334 ⅢP334	H16-19-オ			
	オ	T			ⅢP334 ⅢP334	H24-19-2			

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 20 問	ア	86.6%	A	T	ⅢP416	H25-21-エ、H16-24-エ、H6-22-エ
					ⅢP416	
	イ			T	ⅢP416	R1-4-エ、H25-21-イ、H16-24-ア、H12-20-イ、H11-18-イ、H10-18-オ、H6-22-ウ、H2-18-1、H1-19-イ
					ⅢP416	
	ウ			T	ⅢP416	
					ⅢP416	
	エ			T	ⅢP427	H26-20-ア、H9-22-2
					ⅢP427	
	オ					
第 21 問 ④×	ア	67.2%	B	T	I P79	
					I P79	
	イ			T	ⅢP464	H27-21-エ
					ⅢP464	
	ウ					
	エ			T	ⅢP464	
					I 74・201	
	オ				ⅢP464	
					I 74・201	
第 22 問	ア	69.4%	B	T	ⅢP479	H14-22-1
					ⅢP479	
	イ			T	ⅢP480	H14-22-4
					ⅢP480	
	ウ			T	ⅢP482	H27-22-エ、H10-21-イ、H3-15-5
					ⅢP482	
	エ			T	ⅢP483	S60-10-3
					ⅢP483	
	オ			T	ⅢP483	S60-10-2
					ⅢP483	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 23 問 (過)×	ア	89.2%	A	T	ⅢP553	
					ⅢP555	
	イ			T	ⅢP558	
					ⅢP560	
	ウ			T	ⅢP558	
					ⅢP560	
	エ					
	オ			T	ⅢP554	
					ⅢP556	
第 24 問	ア	73.9%	A			
	イ			T	P22	H25-24-オ
	ウ					
	エ			T	P18	(H25-24-イ)
	オ			T	P21	H25-24-ア
第 25 問 (過)×	ア	56.7%	B	T	P137	
	イ			T	P137	
	ウ			T	P136	
	エ			T	P176	
	オ			T	P137	
第 26 問 (過)×	ア	88.8%	A	T	I P158	
	イ			T	I P149	(H16-27-オ、H1-27-1)
	ウ			T	I P149	H20-26-ウ
	エ			T	I P165	
	オ			T	I P156	H29-26-ア、H9-25-ア
第 27 問	ア	74.3%	A	T	I P99	午後 H27-28-イ、午後 H24-28-オ、H22-27-エ、H21-27-3、午後 H18-30-ウ、午後 H9-28-5
	イ					
	ウ			T	I P82	H28-27-ア、午後 H27-28-エ、H22-27-ウ、午後 H19-29-イ、S61-35-3
	エ					
	オ			T	I P77	H29-27-エ、H19-28-ウ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 28 問 (過)×	ア	77.2%	A	T	I P169	
	イ			T	I P164	H22-28-ア、H6-33-ア、H6-33-オ
	ウ					
	エ			T	I P171	H6-33-ウ
	オ			T	I P170	
第 29 問 (過)×	ア	50.4%	B	T	I P263	
	イ			T	I P263	H28-28-ア
	ウ			T	I P262	
	エ			T	I P263	
	オ			T	II P514	H1-33-5
第 30 問 (過)×	ア	64.6%	B	T	I P273	
	イ			T	I P280	H20-32-イ
	ウ					
	エ			T	I P396	H20-33-ア、H18-35-ウ
	オ			T	I P398	H29-30-ア
第 31 問 (過)×	ア	85.4%	A	T	I P335	H22-29-イ
	イ			T	I P478	
	ウ			T	I P334	H24-30-オ
	エ			T	I P345	
	オ					
第 32 問 (テ)× (過)×	ア	31.7%	C		(II P115)	
	イ			T	II P107・108	
	ウ			T	II P120	
	エ					
	オ			T	II P116	
第 33 問	ア	85.8%	A	T	II P225	H30-32-5, H5-30-ア
	イ			T	II P223	H24-33-エ
	ウ			T	II P228	H30-32-2
	エ			T	II P391	
	オ			T	II P237 (213)	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 34 問	1	70.0%	A	T	Ⅱ P160	H21-33-イ、H11-27-ア、H9-30-1、H5-35-ア
	2			T	Ⅱ P318	H18-29-ア
	3			T	Ⅱ P307	(H18-29-オ)
	4			T	Ⅱ P382	
	5			T	Ⅱ P316	
第 35 問	ア	84.7%	A	T	Ⅱ P509	H28-35-ア、H26-35-オ、午後 H17-28-エ、H14-35-ウ、午後 H12-30-オ
	イ			T	Ⅱ P501	H8-33-4
	ウ			T	Ⅱ P506	(H28-35-ウ) H24-35-ウ
	エ			T	Ⅱ P502・503	(H28-35-オ)
	オ			T	Ⅱ P504	H24-35-エ

3. 過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの（ex. 平成 30 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 30 年度のみでカウント）

57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
1																															1 %									
2																															3 %									
1																															4 %									
9																															14%									
5																															20%									
6																															27%									
9 7																															37%									
8 12																															46%									
8 9																															54%									
7 11																															62%									
0 10																															62%									
3 3																															66%									
2 11																															68%									
5 7																															73%									
1																															74%									
4 5																															79%									
2 9																															81%									
2 6																															83%									
2 5																															86%									

57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
2 3																															88%									
0 10																															88%									
0 5																															88%									
1 4																															89%									
1 5																															90%									
0 7																															90%									
1 9																															91%									
0 2																															91%									
1 2																															92%									
0 13																															92%									
0 4																															92%									
0 4																															92%									
0 3																															92%									
1 3																															93%									
0 5																															93%									
0 2																															93%									
0 2																															93%									
5 3																															99%									
0 6																															99%									
0 4																															99%									
1 1																															100%									
2																																								

cf. 令和3年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの（ex. 平成30年度、平成21年度、平成14年度で出題されていれば平成30年度のみでカウント）

56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
																														3			3 %							
																														1			4 %							
																														2	2			6 %						
																														13			20%							
																														7			28%							
																														5	8			33%						
																														7	7			40%						
																														5	11			46%						
																														4	6			50%						
																														6	7			56%						
																														7	7			64%						
																														1	9			65%						
																														2			67%							
																														6	4			73%						
																														1	8			74%						
																														0	3			74%						
																														0	5			74%						
																														1	3			75%						
																														2	2			78%						

56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
																					1	7											79%							
																		1	3													80%								
																1	5															81%								
														0	3																	81%								
												1	2																			82%								
										2	2																					84%								
								0	3																							84%								
						0	0																									84%								
				3	3																											87%								
		1	7																													89%								
		4	7																													93%								
		3	5																													96%								
		0	3																													96%								
		0	5																													96%								
		0	2																													96%								
		2	3																													98%								
		1	4																													99%								
		0	4																													99%								
		0	0																													99%								
		0	1																													99%								
		1	2																													100%								

cf. 令和2年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの（ex. 平成30年度、平成21年度、平成14年度で出題されていれば平成30年度のみでカウント）

60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
1																														1 %					
1																														2 %					
0																														2 %					
9																														12%					
6																														19%					
13																														33%					
3 14																														37%					
3 5																														40%					
3 9																														43%					
1 4																														44%					
5 3																														50%					
9 7																														60%					
3 13																														63%					
3 7																														67%					
2 5																														69%					
1 4																														70%					
3 7																														73%					
2 10																														76%					
6 3																														82%					

60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
																1	9														83%				
																2	4														86%				
																0	5														86%				
																2	8														88%				
																0	6														88%				
																2	7														90%				
																0	6														90%				
																2	2														92%				
																0	6														92%				
																1	3														93%				
																2	6														96%				
																2	7														98%				
																1	9														99%				
																0	6														99%				
																0	6														99%				
																1	1														100%				
																4															100%				

cf. 令和元年度の過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの（ex. 平成 29 年度、平成 21 年度、平成 14 年度で出題されていれば平成 29 年度のみでカウント）

58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
2																														2 %						
2																														5 %						
0																														5 %						
7																														13%						
5																														19%						
8 6																														28%						
3 9																														32%						
1 4																														33%						
4 4																														37%						
3																														41%						
3 6																														45%						
1																														46%						
5																														52%						
6 8																														59%						
2 9																														61%						
5 5																														67%						
1																														68%						
3 5																														72%						

4. 出題の根拠

	憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
条文	4 肢 (26.7%)	62 肢 (62.0%)	4 肢 (26.7%)	44 肢 (97.8%)	114 肢 (65.1%)
判例	11 肢 (73.3%)	27 肢 (27.0%)	10 肢 (66.7%)	1 肢 (2.2%)	49 肢 (28.0%)
通説	0 肢 (0%)	11 肢 (11.0%)	1 肢 (6.6%)	0 肢 (0%)	12 肢 (6.9%)

3 内容および令和5年度の対策

1. 令和4年度の特徴

どこまで聞いているかがわかりにくい肢が多い

- ex. 第5問・イ
第8問・ウ
第27問・ア

2. 各科目の令和4年度の内容および令和5年度の対策

注意

令和4年度の傾向のみから令和5年度の対策を考えず、**近年の傾向から考える**

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
憲法	総論	①なし ※28-2で、「主権の概念」というこれまでと違った傾向の出題	①憲法の分類 1. 内容による分類 形式的意味の憲法 ：憲法という名前がついていれば憲法。内容は問わない。 ex. 日本国憲法 実質的意味の憲法 ：特定の内容を有すれば憲法。形式は問わない。 て、 固有の意味の憲法 ：国家の統治の基本を定めていれば憲法 ex. 日本国憲法 立憲の意味の憲法 ：固有の意味の憲法であつて、 自由主義に基づいていれば憲法 ex. 日本国憲法 2. 形式による分類 成文憲法：憲法典の条文の形式による憲法 ex. 日本国憲法 不文憲法：憲法典の条文の形式によらない憲法 ex. イギリスの憲法（権利章典、国会法など）

科目	分野	令和４年度の内容	令和５年度の対策
			3.改正のしやすさによる分類 硬性憲法：憲法改正に特別の手續を要する憲法 ex. 日本国憲法 軟性憲法：通常の立法手續と同じ要件で改正できる憲法 ex. イギリスの憲法
	人権	①新しい判例(平成20年以降)が多い ・第1問・イ (最判平 24. 2. 2) ・第2問・イ (最大判平 20. 6. 4) ・第2問・ウ (最大判平 24. 10. 17) ・第2問・エ (最大決平 25. 9. 4) 判旨の理論まで問われる(第2問・オ) ②未出題の分野からの出題あり(第1問)	①判例学習 ・新しい判例(平成20年以降)の対策も行う ∵R2-1-ア(最判平 20. 4. 11)やH30-1-エ(最判平 20. 3. 6)でも出題 ・判例の流れを説明した講義またはテキストを利用する(H29-1) ・判旨は、H22-2およびH24-1の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ②未出題の分野の対策もしっかりと行う ∵R2-2は、人身の自由から初めて出題
	統治	①条文問題の出題あり(第3問・ア～エ) ・R3-3-ア～エ ・R1-2-イ・ウ ・H29-2-イ・エ H29-3-ア・ウ ・H28-3-イ・ウ・オ ・H27-2 ・H26-2	①条文対策 ・条文の音声学習を行う ・条文知識の思い出し方を考える(第3問・ウ)
	学説問題	①学説問題なし ・R1-3 ・H29-2-ウ H29-3-エ・オ	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は記憶 ∵憲法の学説問題は、民法と異なり、知識がないと正解できないものが多い →それ以外は、(答練・問題集)・模試で問題演習

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
	物権 総論	①出題数4問（R3は4問、R2は4問、R1、H30は5問） ・不動産の物権変動（第7問） ・即時取得（第8問） ・物権の得喪（第9問） ・地上権（第10問）	①これまでどおり
	担保 物権	①出題数5問（R3は5問、R2は5問、R1、H30は4問） ・担保物権の性質（第11問） ・抵当権（第12問） ・留置権（第13問） ・質権（第14問） ・譲渡担保権（第15問） ②譲渡担保権（第15問）で、未出判例が問われていない（2年連続）	①抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり ②抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす 【譲渡担保権の未出判例】 ■譲渡担保とは <u>①最判平18.2.7</u> 買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約と解するのが相当である。 ∴判例は、契約の形式にとらわれることなく、担保の実質に即してどのような担保かを判断しようとする姿勢をとってきている。 ■譲渡担保権の法的構成 <u>②最判平5.2.26</u> 譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に、損害保険から得られる被保険利益は、譲渡担保権者と設定者がそれぞれ有する。

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
			∴近時の判例は、譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので（判例の正確な位置づけを記憶する必要はない）、譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。 ■譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲 ※下記③④の判例の事案 ③最判昭40.12.17 借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>設定者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾は不要である。</u> ∴民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。 ④最判平9.7.17 (28-15-エで出題) 借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>譲渡担保権者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾が必要である。</u> ∴民法 612 条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。 ■受戻権 ⑤最判昭57.1.22 譲渡担保の設定者の<u>受戻権</u>は、<u>消滅時効にかからない。</u> ∴一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
	債権	①H29 債権法改正は半数程度 ・多数当事者の債権及び債務（第16問・ア～オ） ・第三者のためにする契約（第17問・ア・エ） ・使用貸借（第18問・ア・オ） ・事務管理（第19問） ②H29 債権法改正は条文中心 ③マイナー論点からの出題（第三者のためにする契約。第17問）	①H29 債権法改正も他の知識と同じように学習 ②H29 債権法改正は条文中心の学習を行う ③マイナー論点は力を入れない
	親族	①複雑な事例問題なし ②未出判例・最新判例の出題なし	①複雑な事例問題（ex. H26-20）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする ②余裕があれば未出判例・最新判例を押さえる ex. R2-20-オ（最判平26.4.14）、R1-20-4（最決平19.3.23） ■嫡出推定が及ぶか ・嫡出推定が及ぶ → 嫡出否認の訴えで父子関係を否定 ・嫡出推定が及ばない → 親子関係不存在確認の訴えで父子関係を否定 判断基準 「婚姻の成立の日から200日を経過した後」または「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内」に生まれた子でも、妻が夫によって懐胎することが不可能な事実のあるときに嫡出推定が及ばない。 <u>①最判平10.8.31</u> 「夫婦が子の出生する九箇月余りに別居し、夫婦間にはその以前から性交渉がなかったが、夫は、別居開始から子の出生までの間に、妻と性交渉の機会を有したほか、妻と

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
			なお婚姻関係にあることに基づいて婚姻費用の分担金や出産費用の支払に応ずる調停を成立させたなど判示の事実関係の下においては、嫡出否認の訴えによらずに夫が提起した親子関係不存在確認の訴えは、不適法である。」 <u>②最判平 12. 3. 14</u> 「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情が存在することの一事をもって、夫が、民法 772 条により嫡出の推定を受ける子に対して、親子関係不存在確認の訴えを提起することは許されない。」 <u>③最決平 25. 12. 10</u> 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、民法 772 条の規定により夫の子と推定されるのであり、夫が妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に実質的に同条の推定を受けないということとはできない。」
	相続	①計算問題なし ②H30 相続法改正 ・第 23 問 ③最新判例の出題なし	①計算問題 (ex. R1-23) や複雑な事例問題 (ex. H28-23、H25-22、H24-23) が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする ②H30 相続法改正も他の知識と同じように学習 (特に特別の寄与) ③余裕があれば最新判例を押さえる <u>最判平 27. 11. 20</u> 遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれている……民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる。

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
刑法	出題 論点	①出題実績のない論点か らの出題 (R1-26 [名誉 毀損罪]) なし ・因果関係 (第24問) ・強制わいせつ罪・強制 性交等罪 (第25問) ・窃盗罪 (第26問)	①テキスト掲載の犯罪に絞る
	学説 問題	①なし ※18年連続(H16以来なし)	①本当に余裕がある方のみ記憶。絶対に重視はしな い。
会社法 (商法)	難易 度	①会社法の難易度とし ては例年どおり	①難化しても基本的な問題を確実に得点するのが第 一
	H26 改正	①3/45肢 (第31問・ イ・エ、第34問・4) ・R3: 11/45肢 ・R2: 10/45肢 ・R1: 1/45肢 ・H30: 1/45肢 ・H29: 0/45肢 ・H28: 13/45肢 ・H27: 1/45肢	①改正点も通常どおり学習
	R1 改正	①1/45肢 (第31問・ ウ)	①多数問われる可能性あり
	設立	①H30まで難化傾向が続 いていたがR1以降は 基本問題 (第27問) ②純粋な設立以外の肢 が含まれることもあ るが今年度はなし ・R3-27-オ ・H30-27-ア・オ ・H28-27-オ ・H27-27-エ・オ ・H26-27-イ・オ ・H24-27-ア	①答練・模試の知識を拾う ②純粋な設立以外の肢が含まれる前提で解く

科目	分野	令和4年度の内容	令和5年度の対策
	マイ ナー 論点	①株式の担保化（第29問。H28-28で出題）	①テキストを満遍なく学習
	判例	①第31問・オ	①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす
	学説 問題	①なし ※8年連続（H27～R4）	①これまで出題された会社法の学説問題は、知識で対応するのは困難なので（H26-31、H25-32、H22-31）、特段の対策はしない
	商法	①商法総則からの出題（商業使用人。第35問） ②商行為各論からの出題なし 【商法の構成】 第1編 総則 第2編 商行為 第1章 総則 第2章 売買 第3章 交互計算 第4章 匿名組合 第5章 仲立営業 第6章 問屋営業 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業 第9章 寄託（場屋営業・倉庫営業） 第3編 海商	①商法も過去問知識は落とさない ②商行為各論まで学習したほうがいい ∵H21以降6/13（R3-35、R2-35、R1-35、H30-35、H23-35、H22-35）が商行為各論 【商行為各論の未出論点】 第3章 交互計算 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業

3. 全肢（少なくとも間違えた問題）とテキスト・過去問を照らし合わせる

4. 「択一再現」を行う（思考過程を書き出す）

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∴そうしないと成長しない

ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった

ex2. 刑法の苦手意識は克服できた

ex3. （専業受験生の方）1日の勉強時間が10時間をきることはなかった

ex4. （兼業受験生の方）1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」(全129回)		
		演習講座「過去問手薄分野カバーリアリスティック択一演習」(全4回)		
		演習講座「本試験リメイク記述演習」(全4回)		
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』(自由国民社)		
	勉強法	『【第3版】司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社) 『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)		
	テキスト	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック1 民法Ⅰ〔総則〕』(辰巳法律研究所) 『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法Ⅱ〔物権〕』(辰巳法律研究所) ※2022年5月中旬発売 『【第4版】司法書士試験 リアリスティック3 民法Ⅲ〔債権・親族・相続〕』(辰巳法律研究所) ※2022年5月中旬発売 『【第4版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法Ⅰ』(辰巳法律研究所) ※2022年7月上旬発売 『【第4版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法Ⅱ』(辰巳法律研究所) ※2022年7月上旬発売 『【第2版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』(辰巳法律研究所) 『【第2版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』(辰巳法律研究所) 『司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』(辰巳法律研究所) 『【第2版】司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』(辰巳法律研究所) ※2022年7月中旬発売 『司法書士試験 リアリスティック10 刑法』(辰巳法律研究所) 『司法書士試験 リアリスティック11 憲法』(辰巳法律研究所)		
		記述	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実業出版社) 『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法〔記述式〕解法』(日本実業出版社)	
			ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/
		運営サイト		司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisikenn.jp/

Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/channel/UC5VzGCorztw_bIl3xnySI2A

【近日開催・公開講座】

- ・民法・不動産登記法の改正の試験への影響～その他の法改正の情報も整理～（無料・予約要）

東京

7月16日（土）16：00～17：00 東京本校（高田馬場）LIVE & YouTube LIVE
松本

※LIVEのご予約は以下のページからお願いいたします。

「【座席券】[7/16（土）東京本校 LIVE] 民法・不動産登記法の改正の試験への影響～その他の法改正の情報も整理～」

<https://tatsumionline.stores.jp/items/62b128ea12d087703683369b>

大阪

7月17日（日）18：40～19：40 大阪 LIVE（梅田/三共梅田ビル B1F 住所：大阪市
北区堂山町1-5 三共梅田ビル地下1F）

松本

※LIVEのご予約は以下のページからお願いいたします。

「【 7/17（日）大阪 LIVE 座席券】民法・不動産登記法の改正の試験への影響」

<https://tatsumi-ws.stores.jp/items/62b0023a97056546e9b1b5f1>

- ・受験経験者もやはり基礎！ 今から始めるリアリスティック一発合格松本基礎講座（無料・予約要）

東京

7月16日（土）17：30～18：30 東京本校（高田馬場）LIVE & YouTube LIVE
松本

※LIVEのご予約は以下のページからお願いいたします。

「【座席券】[7/16（土）東京本校 LIVE] 受験経験者もやはり基礎！今から始めるリアリスティック一発合格松本基礎講座」

<https://tatsumionline.stores.jp/items/62b128ea12d08770368336a0>

・ 本試験詳細分析会（無料・予約要）

大阪

7月17日（日）大阪 LIVE（梅田/三共梅田ビル B1F 住所：大阪市北区堂山町 1-5 三
共梅田ビル地下 1F）

14：00～15：00	午前択一	松本
15：10～16：10	午後択一	田端先生
16：20～17：05	不動産登記（記述）	日吉先生
17：15～18：00	商業登記（記述）	日吉先生

※ご予約は以下のページからお願いいたします。

「【7/17（日）大阪 LIVE 座席券】司法書士 本試験〈詳細〉分析会」
<https://tatsumi-ws.stores.jp/items/6232f7e29a706271f5f30f3c>

令和４年度司法書士試験

午 後 択 一

田端恵子

１．出題形式

	令和４年	令和３年	令和２年	令和元年	平成３０年	平成２９年
組み合わせ	35	34	33	35	35	34
単純正誤	0	1	2	0	0	1
個数	0	0	0	0	0	0

２．科目別ランク

	A	B	C
民事訴訟法	３問	１問	１問
民事保全法	１問	０問	０問
民事執行法	１問	０問	０問
司法書士法	１問	０問	０問
供託法	３問	０問	０問
不動産登記法	１２問	４問	０問
商業登記法	６問	２問	０問
合計	２７問	７問	１問

ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

A＝正解すべき問題

目安：正答率７０％以上

B＝できれば正解したい問題

目安：正答率４０％以上７０％未満

C＝正解しなくて良い問題

目安：正答率４０％未満

・基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乘せ点
	午前	午後	記述			
R 4						
R 3	8 1 (27 問)	6 6 (22 問)	3 4. 0	1 8 1. 0	2 0 8. 5	2 7. 5
R 2	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 2. 0	1 7 9. 0	2 0 5. 5	2 6. 5
H 3 1	7 5 (25 問)	6 6 (22 問)	3 2. 5	1 7 3. 5	1 9 7. 0	2 3. 5
H 3 0	7 8 (26 問)	7 2 (24 問)	3 7. 0	1 8 7. 0	2 1 2. 5	2 5. 5
H 2 9	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 4. 0	1 8 1. 0	2 0 7. 0	2 6. 0

午前 2 7 午後 2 4

①午前 2 7 ・午後 2 2 と仮定 1 5 3 点

②過去 5 年の記述基準点の平均 (3 3. 9 点→3 4. 0 点)

③過去 5 年の上乘せ点の平均 (2 5. 8 点→2 6 点)

①～③の合計 2 1 3. 0 点～

→ 合格点のイメージ。ただし、記述式の難易度を考慮すると、ここまで上がらないのではないかと考えられる。

3. 科目別分析

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 3 ～／5 (昨年 5 ／5)

民事保全法 1 ／1 (昨年 0 ／1)

民事執行法 1 ／1 (昨年 1 ／1)

2 傾向と対策

近年の傾向★★★ 当事者の出頭を要する手続

内容・特徴	対策
・第 4 問イ 証拠調べは当事者尋問以外にも色々ある→絶対出頭していないと…というものではない。	テキスト (条文)、過去問

従来型★★ 比較が活きる問題

内容・特徴	対策
・第4問ウ - 当事者尋問と証人尋問の比較 - 正当な理由なく出頭しない場合の制裁は「その人が嫌なこと」	・日頃から比較を意識した勉強をする。言葉にも注意（e x. ～しなければならない o r ～することができる、推定される o r みなされる）。

- ・第4問アは頻出論点「弁論準備手続」、「書面による準備手続」の電話会議システムのひっかけ（民訴法 170 条 3 項、176 条 3 項参照）。

口頭弁論は出頭することを前提とする手続→電話でいいよ、とはならない。

令和 4 年 5 月 1 8 日に成立し、同月 2 5 日に公布された令和 4 年民事訴訟法改正（民事裁判の IT 化）を意識した肢とも考えられる。

- ・第1問

ア：訴訟告知は「訴訟係属中」にできるもの→控訴審も訴訟係属中であると思えたか
...

オ：当事者は異議を述べることなく弁論又は弁論準備手続において申述をした後は、異議権を失う（民訴法 44 条 2 項）。「当事者」は訴訟告知をした者だけでなく、相手方もいる。

- ・第7問

オがわからないと厳しい。

強制執行開始の要件と執行文付与の要件を混同していないか？

執行文付与（民執法 25 条）

：債務名義の存在及び範囲について、裁判所書記官等が執行開始前にあらかじめ調査判断することによって、執行機関が、執行の実施に専念できるようにするための手続

強制執行

：金銭の回収など、自分の権利を実現するための手続

債権者は、原則として、執行文の付された債務名義の正本に基づいて、執行機関（執行裁判所又は執行官）に対して強制執行の開始を求めて申立てをする。

間違いがあってはいけないので、原則として債務名義＋執行文の付与がなければ強制執行を開始できない。

イ：急いでるからいいよ！という例外 3 つのうちの 1 つ（民執法 25 条ただし書）。

執行文の付与に関する出題：H31-07、H30-07

【参考：第7問イ類似肢】

少額訴訟における確定判決に表示された当事者に対し、その正本に基づいて強制執行の申立てをする場合には、執行文の付与を受ける必要がない。(H16-07-イ)

- ○ 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する(民執法 25 条本文)。ただし、少額訴訟における確定判決判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する(民執法 25 条ただし書)。これらはそもそも債権者に迅速な執行を容易にするために認められた制度だからである。

・改正周辺箇所は注意が必要。

R2-7、H31-7-オ：財産開示手続

その他改正箇所：暴力団員等の買受け防止に関する規定、債権執行関連、子の引渡し
の強制執行に関する規定、第三者からの情報取得手続など。

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
司法書士又は司法書士法人	・従来通りのテキスト、過去問による学習。 「業務を行い得ない事件」以外の手続きの規定もやる。 ・司法書士法で覚えるべき数字は「3年」「2年」「3か月」「2週間」

・「3年経過」が必要な規定（第8問-イ）

欠格事由（司書法5条各号）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから **3年**を経過しない者
- ② 未成年者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から **3年**を経過しない者
- ⑤ 第47条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から **3年**を経過しない者
- ⑥ 懲戒処分により、公認会計士の登録を抹消され、又は土地家屋調査士、弁理士、税理士若しくは行政書士の業務を禁止され、これらの処分の日から **3年**を経過しない者

司法書士法人の社員の欠格事由の一つ

：解散の処分を受けた司法書士法人の処分の日以前30日以内にその社員であり、**3年**の期間が経過しない者（司書法28条2項2号）

→イの場合、業務の停止の期間を経過すれば社員となることができる（司書法28条2項1号）。

・数字別テーマ

「7年」：懲戒の除斥期間（司書法50条の2）

「3年」：司法書士の欠格（司書法5条各号）、法人の社員の欠格（司書法28条2項2号）

「2年」：懲戒（個人、法人）（司書法47条、48条1項）

「3か月」：審査請求（司書法12条2項、行政不服審査法18条1項、司書法13条4項）

「2週間」：法人の定款変更の届出（司書法35条2項）、成立の届出（司書法34条）、解散の届出（司書法44条2項）

供託法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 2 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
・第9問ア 過去問の周辺知識（テキストには載っている）をきちんと見られていたか	・テキスト、過去問 供託法は過去問コスパ最強科目 →直近10年分の過去問だけでも15肢中9肢拾えるので。下記の過去問類似肢率も参照。

- ・近年出題されているテーマ（今年は出題なし）
オンライン供託、管轄、保証供託など。

・第11問

ア：差押可能額（民事執行法152条）と供託可能額は違う。

イ：債権者が「どこからお金を持ってくるか？」を考える。

配当要求は「私も債権あるからちょっとちょうだい！」という手続なので、差押えられた額にしか及ばない。→全額供託する必要なし。

オ：滞納処分による差押えについて、通常の差押えの競合等のように債権者平等なんて考えなくていい（国の方が偉い）。滞納処分による差押えが先行し、その後差押えがあった場合、徴収職員の取立に応じてもいいし、供託してもいい（義務なし、滞調法20条の6第1項）。

滞納処分による差押え関連で供託義務が発生するのは

①一般債権者の差押え→②滞納処分による差押え の順番になったとき（滞調法36条の6第1項）。

供託法の過去問類似肢率

年度		テーマ	ランク	過去問類似肢数	過去問率（％）※
R4	問 9	供託申請手続	A	2	66.6
	問 10	弁済供託	A	4	
	問 11	執行供託	A	4	
R3	問 9	管轄	A	2	53.3
	問 10	弁済供託	A	4	
	問 11	供託金の利息の払渡し	B	2	
R2	問 9	オンライン供託	A	3	73.3
	問 10	弁済供託	A	4	
	問 11	担保（保証）供託	A	4	
H31 (R1)	問 9	弁済供託	A	5	86.7
	問 10	払渡請求手続	A	4	
	問 11	執行供託	A	4	
H30	問 9	供託受入手続	A	3	66.7
	問 10	弁済供託	A	5	
	問 11	担保（保証）供託	A	2	

※5年平均：69.3％

不動産登記法

1 目標正解数 12～／16（昨年12～／16）

2 全体の難易度について

(1) 「壁問」(※)の減少 ※登記記録、表形式、1ページ越えの問題の総称

例年24問を下回ることがなかった午後択一の基準点（正解数）が22問にまで下がった令和3年・令和元年では、不動産登記法択一の壁問が他の年より多く出題され、正解数や時間配分に影響を与えた。

今回、壁問は減少し、過去問の知識で解ける肢も多かったことから、難易度が下がり、正答率も上がっていると考えられる。

年度	登記記録 問題	表形式	1P越え (※)	合計数	午後択一 基準点
R4	なし	問14	(問24、25)	1	?
R3	問23、26	問14、15、16	問23、26	5	66(22問)
R2	なし	なし	問14	1	72(24問)
H31	問17、23	問23、24	(問16)問17	4	66(22問)
H30	問17	問13、16、17、 27	問17(問23)	4	72(24問)

※ 参考条文がはみ出しているだけの問題は括弧書きで表記し、合計数にカウントしない

(2) 過去問類似肢率の上昇

不動産登記法は全部で16問、肢は80肢

→80肢のうち何肢が過去問類似肢か？

年度	過去問類似肢の数	過去問類似肢率
R4	36／80	45%
R3	20／80	25%
H31	22／80	27%

1問に2～3肢過去問肢が入っているのと1問に1～2肢過去問肢が入っているのとでは解ける可能性に大きく差が出る。

3 傾向と対策

① 従来型★★★ 民法など、他科目の知識が必要となる問題

内容・特徴	対策
・第15問ア (R3-19-オ、H29-19-ア等も民法知識で解ける出題) ・第20問オ 遺産分割方法の指定は相続にしかない概念(相続人でなければならない)	不登の知識だけから知識を引っ張ろうとしない。普段から、各科目の繋がりを意識した学習をする。 民法、不登法の繋がり。不登法、民訴・民執・民保の繋がり。会社法、民訴の繋がり。

・R4-15-アの類似肢

次のアからオまでの登記のうち、登記をすることができないものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

内縁関係を解消した一方当事者が他方当事者に対して財産分与を原因とする土地の所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決の正本を提供して申請する、財産分与を登記原因とする当該所有権の移転の登記(H30-12-ア)

→ × 内縁離婚をした件につき「被告は、原告に対し、〇〇の不動産につき、年月日財産分与を原因とする所有権移転登記手続をせよ」との判決正本を添付して所有権移転登記を申請する場合には、登記原因を「財産分与」とすることができる(昭47.10.20民3.559)。内縁が当事者の生存中に解消された場合、民法768条の財産分与の規定が類推適用されるためである(最決平12.3.10)。

・内縁関係に準用される規定(出題実績例：民法H28-20-3、H24-22-ア、H21-21-ア、H16-21-イ)

(1) 準用が認められるもの

①同居・協力・扶助義務、②貞操義務、③日常家事債務の連帯責任、④帰属
不明財産の共有推定、⑤離婚に伴う財産分与等 H5-18-3、5

(2) 準用が認められないもの

①氏の共通、②夫婦財産契約、③姻族関係の発生、④準正、⑤相続等

Q 内縁の夫婦の一方が死亡した場合、法律上の夫婦の離婚に伴う財産分与に関する768条を類推適用できるか。

→ 否定説(最判平12.3.10)

(理由)

現行法は、婚姻解消時の財産の精算及び扶養について法律上の夫婦については、離婚による場合には財産分与制度により、一方が死亡した場合には相続制度により処理するものとしており、内縁当事者の一方の死亡の場合に財産分与を認めることは民法の体系に反する。

② 従来型★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
・第20問イ 相続財産管理人→相続財産清算人に。 ・第15問イ「併存的債務引受」 ・第16問イ（令和2年不動産登記規則改正、不登規48条1号） ※ R3-15-オでは民法改正による通達（令2.3.31 民二.328）に絡む問題、R3-24-ア～オでは配偶者居住権の通達（令2.3.30 民二.324）に絡む問題が出題されている。 ※ R2-15-オでも令2.3.30 民二.318の通達に絡む問題が出題されている。	条文の改正はもちろん、新しい通達や判例にも対応する。講座受講者は講座の補講や追加レジュメで補う。

・令和3年民法改正・不動産登記法改正の影響

保存型の相続財産管理制度が新設されたことから（改正民法897条の2参照）、従来の「相続財産管理人」は「相続財産清算人」と名称を改めた（改正民法952条1項）。

民法のUNITは3回増量しないと間に合わない量になった（PU田端基礎講座）。

不動産登記法はUNITの増量はないものの、民法改正の影響も受けるので（ex. 相続人不存在の場合の公告期間の見直し等）、問題・解説の改訂作業も予想より大変だった。

【参考：改正前から頻繁に出ていた「匂わせ肢」】

所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aに相続人のあることが明らかでないため、Bが相続財産清算人に選任された場合において、A名義の不動産を相続財産法人名義とする登記を申請するときは、相続財産清算人Bの住所を証する情報の提供を要する。（R02-16-2）（改）

→ × 所有権の登記名義人が死亡し、相続人の不存在により相続財産法人名義とする登記を申請するときは、登記原因証明情報として相続人の不存在を証する書面と家庭裁判所の選任書を提供するが、相続財産清算人の住所を証する情報の提供を要するとはされていない（不動産登記総覧書式編1P.1537、1538参照）。

亡Aの相続財産法人を所有権の登記名義人とする甲土地について、亡Aの相続財産清算人Bが、建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である賃貸借契約書に存続期間を10年とする旨が記載されているときには、相続財産清算人Bの権限外の行為に関する家庭裁判所の許可があったことを証する情報の提供を要しない。（H31-19-ア）（改）

→ × 相続財産清算人は相続財産の保存行為及び管理行為については家庭裁判所の許可を得ずに行うことができる（民法918条3項、28条、103条）。建物以外の工作物の所有を目的とした土地賃貸借で存続期間が5年を超えないものは管理行為に該当する（民法602条2号）。本記述の土地賃貸借は存続期間が10年であり、相続財産清算人の権限外の行為に該当するため、家庭裁判所の許可があったことを証する情報の提供を要する。

甲土地を目的として第1欄の登記を申請したときに第2欄に掲げる事項は当該登記の登記事項とはならない。(H30-13-エ)(改)

第1欄	第2欄
相続財産清算人が申請する相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記	相続財産清算人の氏名

- ○ 登記事項とはならない。相続財産清算人が相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更登記を申請する場合、変更後の事項として、「登記名義人 亡A相続財産」と記載し、登記記録に当該登記事項が記録され、相続財産清算人の氏名は記録されない。

③ 近年の傾向★★ 後見制度に関する問題

内容・特徴	対策
・第20問ウ（難易度は高くない） 択一：民R3-4、民R2-21、民H29-4（成年被後見人・被保佐人の比較）、民H29-21（未成年後見）、不登H29-18（成年後見人による登記申請） 記述：H30（成年被後見人の不動産の売買。関連条文→859、859の3、864）	・7～21条の条文だけでなく、838～875条の後見の条文も読む（853条以降の後見の事務の部分も）。 ・制限行為能力者同士の比較（ex. 被後見人と被保佐人など）。 ・世の中で話題になっていたり、必要とされていたりする制度に目を向ける。 →改正箇所は必要があるから改正しているので、出題されるのは当然といえる。

【その他】

・第17問ウ

「その方法しかないわけじゃないよね？」「いきなり却下までしなくてもいいよね…？」(※)と思えたか。

本人確認情報の出題は他にR3-12-エ、H30-14-イ、H29-18-ウなど頻出。

※「いきなり却下までしなくてもいいよね・・・？」の例

売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請につき事前通知及び前の住所地への通知がされた場合において、当該前の住所地への通知を受け取った者から当該申請について異議の申出があったときは、登記官は、当該申請を却下しなければならない。(H27-13-オ)

- × 前の住所への通知をした場合において、登記の完了前に、当該通知に係る登記の申請について異議の申出があったときは、登記官による本人確認調査が行われる（平17.2.25民2.457、不登準則33条1項4号、不登法24条1項）。当該申請を却下しなければならないわけではない。

- ・第18問ア

依頼者は委任した時には取下げになるとは考えもしないと思えたら×と判断できたかも

...

※参考過去問（解説に転用不可の記載）

委任による代理人によってされた登記の申請を当該代理人が撤回を理由として取り下げるには、当該取下げについての特別の授權を要し、その旨の代理権限証明情報を提供しなければならない。(H21-18-エ)

→ ○ 申請の取下げが補正のためのものである場合には、特別の受任を要しないため委任状を添付する必要はないが、その他の場合においては、特別の受任を必要とするため委任状を添付するのが相当であり、この場合登記申請の委任状を転用することはできない(昭 29. 12. 25 民甲 2637)。

- ・成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題

問14、問15、問17、問24、問27

- ・思うように得点できなかった方は、①過去問をうまく使えていたか？②演習・繰り返しの量は足りていたか？を振り返って考えてみてほしい。

どの肢が主役（軸肢）になるかはわからないから、組み合わせで解くのではなく肢別で解くのがオススメ。

- ・問題文は長文がデフォルト、登記記録問題などもデフォルトなので、長文問題が出ても間に合うように対策する。

商業登記法

1 目標正解数 7～／8（昨年5～／8）

2 難易度

問題の難易度に対して全体の正答率が高いとはいえない。

もう少し正答率が高くてもおかしくない問題：第28問、第32問、第33問

考えられる原因：時間不足（択一の時間を守れていない）

→ 例年であれば不動産登記法の長文問題等が原因と考えられるが、今年の内容的には時間不足だから仕方ないとはいえない。

3 傾向と対策

① 本年の傾向★★ 改正会社法の出題

内容・特徴	対策
・第32問イ 株式交付 会社法商業登記法の UNIT のうち、約3分の1に令和元年会社法改正が出てくる。	・昨年施行された範囲だけでなく、来年（令和5年）は令和4年9月1日に施行される分も試験範囲に入る。 ・改正に対応した講座やテキストを使う。独学の場合、通達などの情報にも気を配る必要がある。

・第32問

オ：新設分割で申請する登記は新設分割設立会社の「設立の登記」と新設分割会社の「変更の登記」（「設立の登記」だと思って○と判断してしまった方もいるかも）。

→ 合併手続以外の組織再編では、消滅する当事会社はないので、それぞれの会社の代表者がそれぞれの会社の登記の申請をする。新設分割の場合、設立の登記については設立会社の代表者、分割会社の変更の登記については分割会社の代表者が申請する。

なお、株主リストの作成者も同様に考えればよい（合併以外はそれぞれの会社の代表者が作成する）。

・第28問（募集設立）

ア：創立総会は株主総会と基本一緒だから「○かな〜？」（違うのは決議要件）

イ：株式会社の設立登記の登記期間はいずれも『いずれか遅い日』から2週間以内
という定め方→「イの日とは限らんだろう…」という判断

→ 募集設立の場合、会社法911条2項1号から5号のいずれか遅い日から2週間以内に登記を申請する必要がある。イは変態設立事項に関する変更決議であり、3号の事由に該当する。そして、3号では「第97条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から2週間を経過した日」と規定しているため（会社法911条2項3号）、イの「当該決議がされた創立総会の終結の日」が会社法911条2項1号から5号のいずれか遅い日に該当することはありえない。

ウ：募集設立特有の発起人全員で定める事項（※1）。

募集設立でも発起人全員の同意で決めなければならない事項は「お金のこと」と「株のこと」（会社法32条）（※2）。

※1 参考

当該設立が募集設立である場合において、定款に設立時募集株式の種類及び種類ごとの数、設立時募集株式の払込金額並びに払込期日又は払込期間の記載がなく、後にこれらを定めたときは、これらを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。（H27-28-オ）

→ ○ 募集設立の場合、発起人は、募集の都度、①設立時募集株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）、②設立時募集株式の払込金額、③設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間、④一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日を定めなければならない（会社法58条1項）。これらの事項は、発起人全員の同意による（会社法58条2項）。よって、これらを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面の添付を要する（商登法47条3項）。

※2 参考

設立時発行株式の数は、発起設立の場合には、発起人の全員の同意によって定めるが、募集設立の場合には、創立総会の決議によって定める。（会 H22-27-ウ）

→ × 設立時発行株式の数は、定款に別段の定めがある場合を除き、発起人全員の同意をもって定める（会社法32条1項1号）。この点は、発起設立の場合と募集設立の場合とで異なる。

当該設立が募集設立である場合において、定款に出資された財産の一部を資本準備金とする旨の記載がなく、後にこれを定めたときは、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について決議した創立総会の議事録を添付しなければならない。（H27-28-ウ）

→ × 募集設立・発起設立どちらの場合でも、発起人は、株式会社の設立に際して成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない（会社法32条1項3号、25条1項）。よって、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について決議した発起人全員の同意があったことを証する書面の添付を要する（商登法47条3項）。

エ：募集設立では発起人以外に株主になる人（引受人）がいるのでお金の管理は厳しい（払込金保管証明書がある。商業登記法 47 条 2 項 5 項括弧書）。

オ：払込期日又は払込期間の初日以降は株主になる人（引受人）が出てくるので、発起人だけで決めてはいけない。

・第 30 問

ア：公開会社である大会社なら会計監査人及び監査役会・監査等委員会・指名委員会等のいずれかの設置を要するが（会社法 328 条 1 項）、大会社でない会社で会計監査人を設置する場合には、監査役がいればよい（監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社を除く。会社法 327 条 3 項）。

オ：社外取締役に関して以下のような出題もされている。

発起設立の方法による株式会社の設立の登記に関して。設立しようとする会社が監査等委員会設置会社である会社の場合において、監査等委員ではない設立時取締役が社外取締役であるときは、設立の登記の申請書には、登記すべき事項として当該設立時取締役が社外取締役である旨を記載しなければならない。（R03-28-ア）

→ ○ 設立しようとする会社が監査等委員会設置会社である場合、当該株式会社の設立の登記の申請書には、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を記載しなければならない（会社法 911 条 3 項 22 号ロ、1 項）。また、監査等委員会設置会社において社外取締役である旨を記載しなければならない取締役は、監査等委員である取締役に限られない（平 27.2.6 民商 14「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記記録例について」第 1 節第 1 の 2 参照）。

・第 31 問

ア：不動産登記法と同様に考えられたか。

→ 行政区画またはその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画またはその名称について変更の登記があったものとみなされる（不登規 92 条 1 項前段）。

オ：計算書類の作成は必要だが公告は不要。公告不要なのに貸借対照表の電磁的開示制度を利用する意味がない。

・成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題

問 28、問 32、問 33、問 34

・近年の「募集株式の発行」の出題

R3-30、R2-30、H31-30、H30-30

4. 来年に向けての方向性

- ・ランク表と自分の成績の照らし合わせをして、何を使って勉強していくか？考える（教材の変更・講座の受講等）。
- ・自分の可処分時間を最大限有効に使える講座や教材を使う。
- ・過去問をただ「解く」のではなく、周辺知識も授業を聴き、テキストを読んで吸収する。
- ・明らかな弱点があるならその対策をする。苦手科目（苦手論点）のやり直し、時間切れ対策（日頃の問題の解き方、テキストを読むスピードの見直し、本試験シミュレーションのための答練や模試の利用）。

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット記述式必修問題集 60』(辰巳法律研究所) 『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題 30』 ①不動産登記法 ②商業登記法 (辰巳法律研究所) 『だからあなたを合格(うか)らせたい! 司法書士一発合格法』 (すばる舎)
Twitter	田端恵子(司法書士/講師) @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko
YouTube	https://www.youtube.com/c/keikotabata
LINE	公式 LINE「田端恵子たつみチャンネル」
ブログ	「note」 https://note.com/keikotabata

【近日開催無料ガイダンス】※ご視聴はタイトル右の URL もしくは QR コードよりお願いします。

『今しかできない!今のうちにどうしてもやっておきたい!』

令和4年度司法書士試験 田端と一緒に自己分析』(無料)

・YouTube LIVE 7月23日(土)

講義 18:00~19:30

<https://youtu.be/Fu1Wd0q15ao>



『令和5年度司法書士試験断固合格!田端の合格カレンダー2023夏スタート Ver』(無料)

・YouTube LIVE 7月29日(金)

講義 18:00~19:00

質問会 19:10~19:30

<https://youtu.be/hY0xdU7wJE8>



【個別相談実施中(7月・8月)】

田端基礎講座をご受講頂いた方、お申込みを検討中の方を対象に個別相談(Z o o m・電話・対面可)を実施します。事前予約制となります。

ご予約は右 URL か QR コードよりお願いします。

<https://bit.ly/3Auh4Ho>



【田端のホームページできました】

指導方針「パーフェクトユニット」のことはもちろん。司法書士試験のこと、勉強法のことについても書いています。

<https://bit.ly/3OSuMrG>



あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）